



第九回延議事項

(第五〇回総会(一二月二六日))  
昭和二二年一二月二七日建議大學の地方委譲、自治導里ならびに  
中央教育行政の民主化に關する決議(昭和二二年一二月二六日)  
(第五〇回總令採択)一、省略  
二、省略  
三、省略

四、教育を民主化し且つ広く国民文化の向上を圖るため、中央教育委員会を設置するとともに、新たに文化省、文部省、教育省、社今教育、体育、学術、芸能、宗教その他文化に關する一切の事項を管掌し、現在の文部省はこれに統合すること。

五、中央教育委員会の組織および権限は左の如くする。

## (1)組織

中央教育委員会の委員は十五名とし、その選任は左の如き方法によることとする。

1. 委員六名については、各都道府県内の教育委員会の委員中より二名ないし五名、一県の大小に準じての選舉人を選出し、この選舉人が十二名の中央教育委員候補者を選定し、文化大臣、文部大臣はその内より六名を指名する。

地方教育委員会は、中央教育委員会委員を兼ねることができない。

2. 中央委員中二名は、衆議院および參議院より、その議員中より各一名づつを指名する。

3. 委員中七名は文化大臣、文部大臣、これらを推薦し、国会の承認を得

ること。

中央教育委員の任期は四年とする。

但し、ノ号委員中の三名およびヨ号委員中の三名の最初の任期は二年とする。

委員は兼任することができる。

(2) 権限

文化大臣（仮称）は左記の事項について中央委員会の審議を経ることを要する。

1. 学校教育に関する基本方針

2. 学校施設の基準

3. 教員資格の基準

4. 社会教育および文化事業に関する基本方針および援助

5. 教育予算の大綱および国庫補助

6. 国立学校の設置廃止

7. 官立・私立大学に関する重要な事項

8. 委員会は一般に教育文化に関する意見を文化大臣（仮称）に建議することができる。

